

防経施第934号
52.3.4
改正 防防施第11773号
18.12.28

陸上幕僚長
海上幕僚長 殿
航空幕僚長
防衛施設庁長官

事務次官

在日米軍に提供する役務に係る対価の承認の手続きについて（通達）

自衛隊法（昭和29年法律第165号）附則第12項の規定に基づき、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊（以下「在日米軍」という。）に対して提供する役務の対価に係る自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第97条の規定による承認の手続きについては、下記によることとされたので、遺漏のないよう措置されたい。

記

- 1 自衛隊法施行規則第97条の規定による承認を得ようとする場合には、別記様式第1による役務対価承認申請書を順序を経て、防衛大臣に提供するものとする。
- 2 前項により承認された役務の対価の算定方法を変更しようとする場合には、別記様式第2による役務対価変更承認申請書を順序を経て、防衛大臣に提供するものとする。
- 3 対価の算定方法は、単価方式（総費用を総使用量で除して単価を算出し、これに在日米軍の使用量を乗じて対価を算出する方式をいう。）によることを原則とし、在日米軍の使用量を計量することが困難な場合には、比例方式（総費用を員数、面積その他の適当な基準を用いて、比例配分する方式をいう。）によるものとする。
- 4 役務の提供を終了しようとする場合には、その旨を順序を経て、防衛大臣に報告するものとする。

役務対価承認申請書

- 1 役務提供責任者（官職、階級、氏名）
- 2 役務の提供が行われる駐とん地等の名称
- 3 役務の提供を受けようとする在日米軍の概要
 - （1）施設番号及び施設名
 - （2）主たる所在部隊
 - （3）所在人数
 - （4）業務内容
- 4 役務
 - （1）役務の種類
 - （2）役務の対価の算定方法
 - （3）役務の年間予想使用量（自衛隊分も含めた年間総使用量も付記すること。）
- 5 その他参考とする事項
 - 注） 1 第 2 項の役務提供者とは、自衛隊法施行規則第96条に揚げられている者をいう
 - 2 第 2 項の役務の提供が行われる駐とん地等とは、陸上自衛隊の駐とん地若しくは分とん地、海上自衛隊の部隊若しくは機関又は航空自衛隊の基地若しくは分とん基地をいう。
 - 3 第 4 項第 2 号の役務の対価の算定方法は、具体的数式を用いて示すものとする。なお、年間予想使用量に対応する対価について、当該算定方法による計算例を示すものとする。
 - 4 この申請書には、在日米軍の施設及び役務提供施設の位置その他参考となる事項を示した図面を添付するものとする。

役務対価変更承認申請書

- 1 役務対価承認申請書の承認年月日及び承認番号
(当該申請書の写しを添付するものとする。)
- 2 変更部分
- 3 変更理由
- 4 その他参考とする事項